

魚沼市景観計画

運用ガイドライン



魚沼市

目次

1. はじめに	1
(1) ガイドラインの目的	1
2. 届出の手続き	2
(1) 届出の流れ	2
(2) 届出の対象となる行為	3
(3) 届出の対象外となる行為	4
3. 景観形成基準の解説	5
(1) 建築物の景観形成基準	5
(2) 工作物の景観形成基準	11
(3) 開発行為及び土地の形質の変更の景観形成基準	13
(4) 木竹の植栽又は伐採の景観形成基準	14
(5) 屋外の堆積の景観形成基準	15
4. 届出に必要な書類等	17
(1) 提出書類	17
(2) 届出書及び景観形成チェックシートと記入例	18

1. はじめに

(1) ガイドラインの目的

本市では、豊かな景観資源を守り、魚沼市らしい景観づくりを行っていくために、これまで運用してきた「魚沼市景観基本計画」を踏まえて、景観法に基づく「魚沼市景観計画」を策定しました。

本ガイドラインは、魚沼市景観計画の「第5章 良好な景観形成のための行為の制限」に定める「景観形成基準」の手引きとして、市民や事業者の方々に活用していただくことを目的としています。

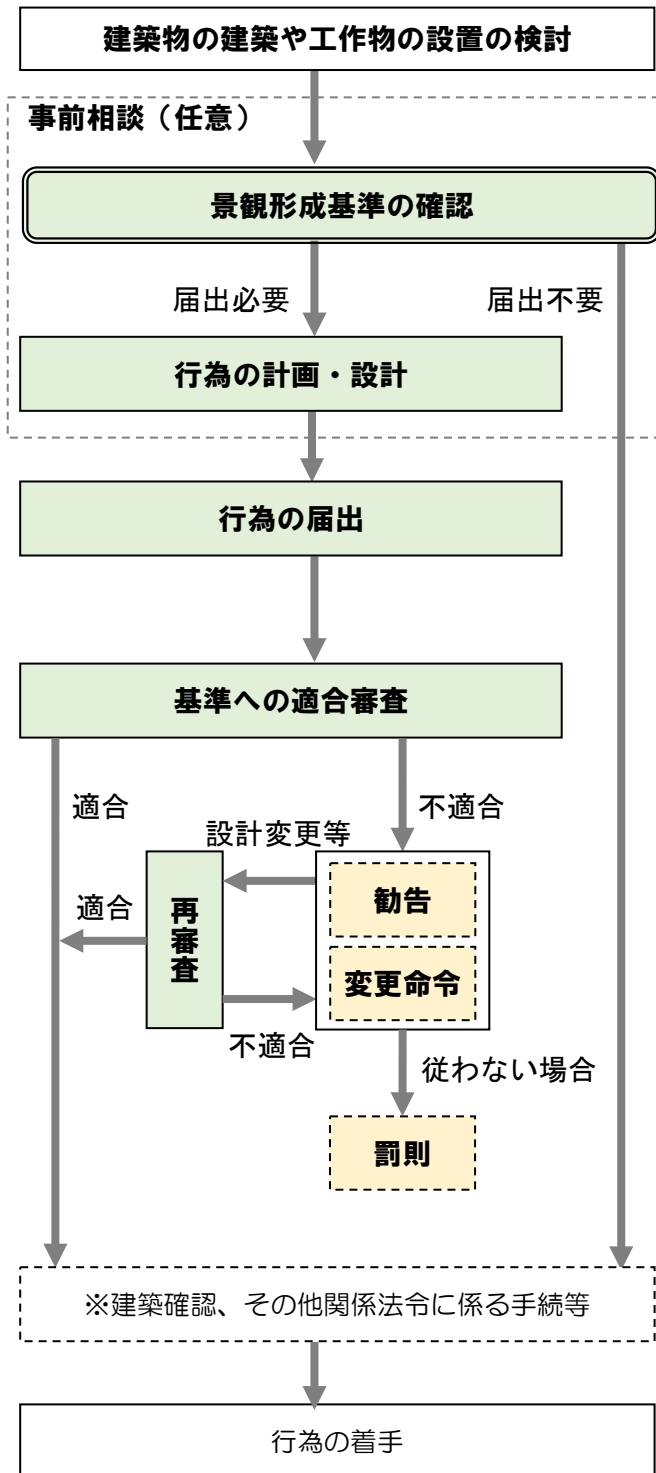
景観形成基準の各項目については、基準内容の具体的な解説を行うとともに、イメージ図等により視覚的に提示し、留意点や配慮事項等について理解していただけるような内容としています。

なお、各項目の内容はあくまで例示的なものであり、行為の制限に関する事項をすべて記載しているものではないことに留意してください。

2. 届出の手続き

(1) 届出の流れ

周辺の景観に与える影響が大きい一定の行為を行う場合には、事前に市に届出を行うことが必要です。次頁に示す届出の対象となる行為を行う場合には、以下の手順に沿って行為の届出を行ってください。



計画内容について、市に相談をすることができます。市は、計画が景観形成基準に適合しているかを確認し、助言を行います。
→ P5~16

行為の内容が届出対象行為に該当するかを確認します。
→ P3, 4

行為着手の30日前までに、行為の届出を行う必要があります。
→ P17~21
※届出を行わないで行為着手した場合、罰則を受ける場合があります。

市は、届出された行為について、景観形成基準への適合・不適合の判断を行います。

<警告>
行為が景観形成基準に適合しない場合、届出から30日以内に必要な措置をとるよう警告する場合があります。

<変更命令>
建築物や工作物の形態意匠が著しく景観に支障がある場合、変更命令を行う可能性があります。変更命令に従わない場合、罰則を受ける場合があります。
※実地調査を行うなどの合理的な理由がある場合、行為着手までの期間を最大90日まで延長することができます。

建築確認やその他関係法令に係る手続等については、別途必要となります。

届出から30日を経過した後に行為に着手できます。

(2) 届出の対象となる行為

魚沼市景観計画では、市全域の良好な景観の保全や形成を図るため、計画の対象となる景観計画区域を魚沼市全域としています。景観計画区域内において、以下の行為を行う際には、市への届出が必要になります。

届出対象行為		規模
建築物	新築、増築、改築、移転	・延べ面積 500㎡以上、又は高さ 12m以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模)
	外観を変更することとなる修繕 ^{※1} 、模様替 ^{※2} 、色彩の変更	・上記のもので壁面又は屋根面それぞれの総面積の 1/2 以上の変更
工作物 ^{※3}	新設、増築、改築、移転	・築造面積 500㎡以上、又は高さ 12m以上 (増築の場合は、既存部分を含めた増築後の規模)
	外観を変更することとなる修繕 ^{※1} 、模様替 ^{※2} 、色彩の変更	・上記のもので外観の総面積の 1/2 以上の変更
開発行為	建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更	・面積 3,000 ㎡以上 (都市計画法に準拠)
土地の形質の変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・面積 3,000 ㎡以上、又は切土、盛土によって生じる法面・擁壁の高さ 3m以上
植栽・伐採	木竹の植栽又は伐採	・面積 1,000 ㎡以上
屋外の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さ 3m以上、又は面積 500 ㎡以上かつ堆積期間が 60 日以上

※1 修繕とは、経年劣化した建築物の部分の既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復することです。

※2 模様替とは、建築物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造することです。

※3 届出の対象となる工作物は、主に以下のとおりです。

- ・煙突
- ・柱（鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等）
※ただし電力供給のための電線路その他これらに類するものはのぞく
- ・塔（装飾塔、記念塔、物見塔等）
- ・高架水槽、サイロ等
- ・擁壁
- ・遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車等）
- ・貯蔵施設（飼料、肥料、セメント等を貯蔵するもの）
- ・製造施設（クラッシャープラント、コンクリートプラント等）
- ・汚物処理場、ごみ焼却場等
- ・太陽光発電設備、風力発電設備等

(3) 届出の対象外となる行為

届出対象行為のうち、以下の行為は届出が不要となります。

項目	届出が不要となる行為
建築物の建築等	・ 地下に設ける建築物の建築
工作物の建設等	・ 地下に設ける工作物の建設等 ・ 仮設工作物の設置等
木竹の伐採	・ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・ 仮植した木竹の伐採 ・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 ・ 農林漁業を営むために必要な木竹の伐採（森林の皆伐を除く）
その他	・ 通常管理行為、軽易な行為等 ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ・ 他の法令による許可を受けて行う行為 等

※ 届出が不要となる行為の詳細については、景観法第16条第7項、景観法施行令第8～10条、魚沼市景観条例第12条を確認してください。

3. 景観形成基準の解説

景観形成基準では、「建築物」、「工作物」、「開発行為及び土地の形質の変更」、「木竹植栽又は伐採」、「屋外の堆積」の行為ごとに、良好な景観を形成するための基準を定めています。ここでは、各基準の留意点や配慮すべき事項等について解説します。

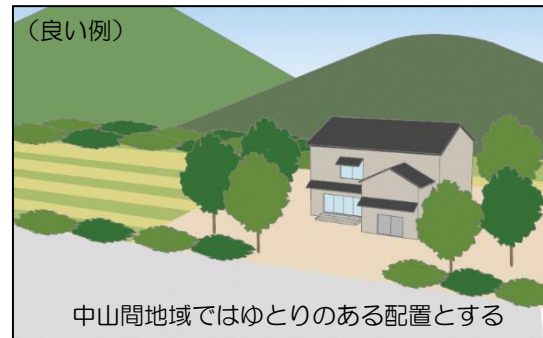
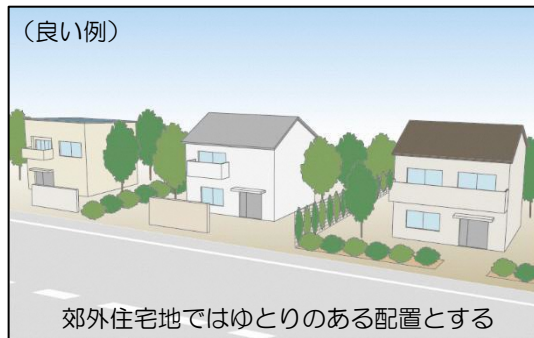
(1) 建築物の景観形成基準

① 配置

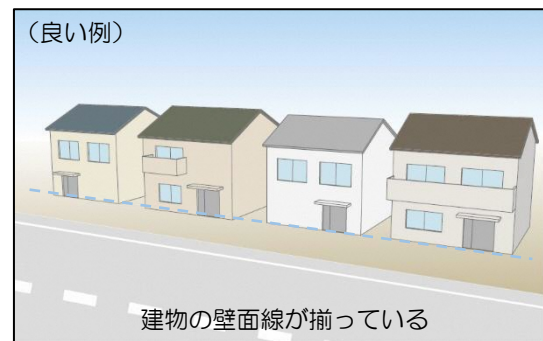
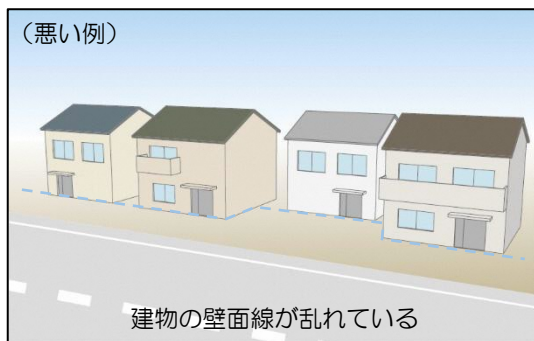
景観形成基準	<ul style="list-style-type: none">・ 周辺の環境と一体となった、ゆとりある配置とするよう努める。・ 建物が連続する地域では、建物の壁面の位置などに配慮し、連続性のあるまちなみとなるよう努める。
解説	<p>○ 郊外住宅地や中山間地域などの敷地が比較的広い地域では、建物の前面や側面に空地を設けるなど、ゆとりのある配置とすることで、周囲の自然景観や環境との調和を図ります。</p> <p>○ まちなかや商店街などの建物が連続している地域では、建物の壁面線が揃うような配置とし、連続性のあるまちなみ景観を形成します。建物の壁面線を揃えることが難しい場合には、壁面線に柵や塀等を設けるなど、周辺のまちなみとの連続性に配慮します。</p>

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 周辺の環境と一体となるように、ゆとりのある配置とする。



- 連続性のあるまちなみとなるように、隣り合う建物の壁面線の位置を揃える。



② 規模

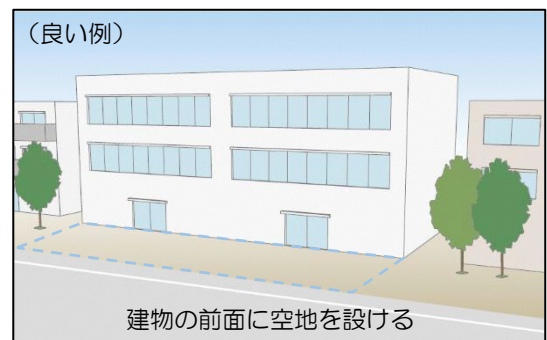
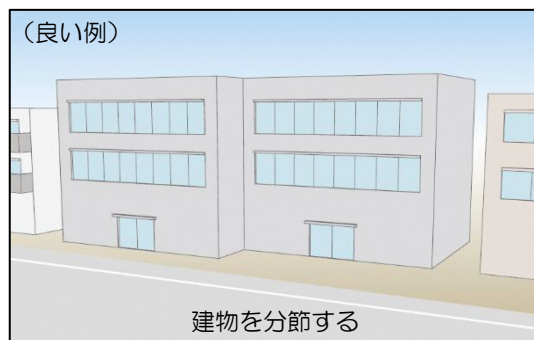
<p>景観形成基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみに配慮した高さや規模とし、調和を図る。 ・高さは、周囲の眺望景観を妨げないよう配慮する。 ・規模の大きな建築物は、周囲に圧迫感を与えないよう配慮する。
<p>解説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺のまちなみから突出するような高層の建物や大規模な建物はできる限り避け、周囲の建物との調和を図ります。 ○建物の背景となる山並みや自然景観が望める場所では、その眺望を阻害しないように、建物の高さに配慮します。 ○規模の大きな建築物は、周囲に圧迫感や威圧感を与えることがあるため、建物の分節化や前面空地の設置などの工夫を行い、圧迫感の軽減を図ります。

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 山並みや自然景観が望める場所では、建物の高さに配慮する。



- 規模の大きな建築物は、分節化や前面空地の設置などの工夫を行い、圧迫感を軽減する。

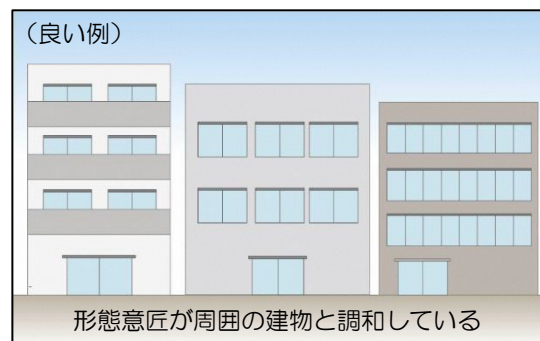
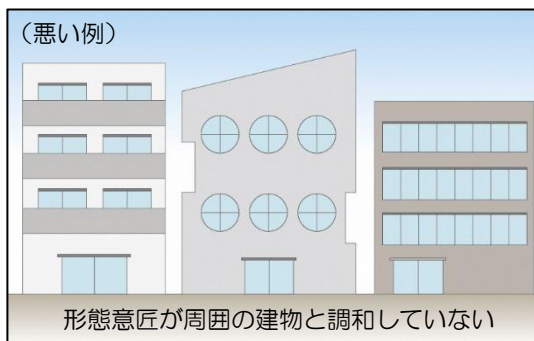


③-1 形態意匠（外観）

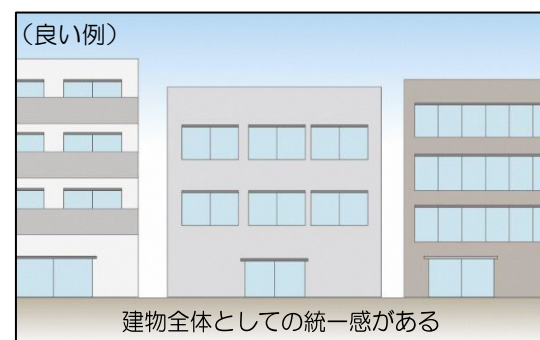
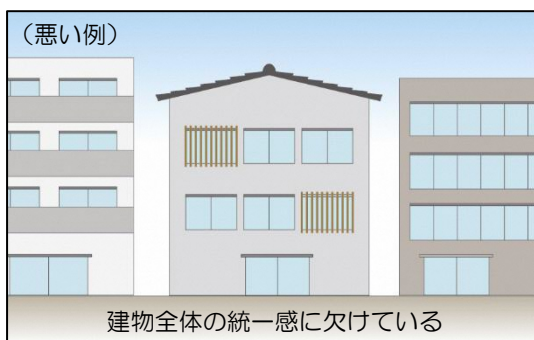
<p>景観形成基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や建物の形態は、著しく奇抜な形状や意匠は避け、周辺の建物との調和に配慮する。 ・建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮する。
<p>解説</p>	<p>○屋根や外壁、開口部などの建物の形をあらわす形態意匠は、著しく奇抜な様式を避け、周辺の建物等に配慮し、調和を図ります。</p> <p>○屋根や外壁、開口部などの個々の形態意匠が優れていても、それらの組み合わせにより全体のバランスが悪くなる場合があるため、建物全体としての統一感を確保するように配慮します。</p>

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 周辺の建物と調和した形態意匠とする。



- 建物全体として統一感のある形態意匠とする。

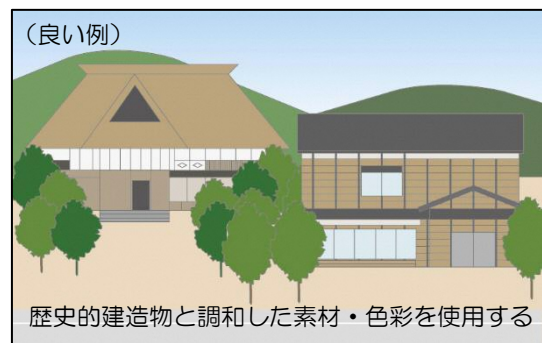
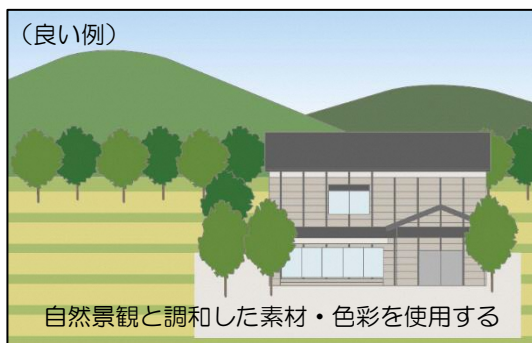


③-2 形態意匠（素材・色彩）

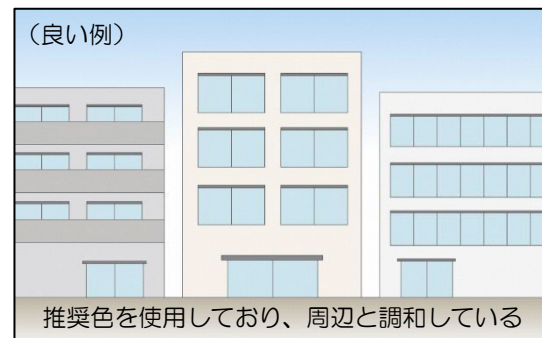
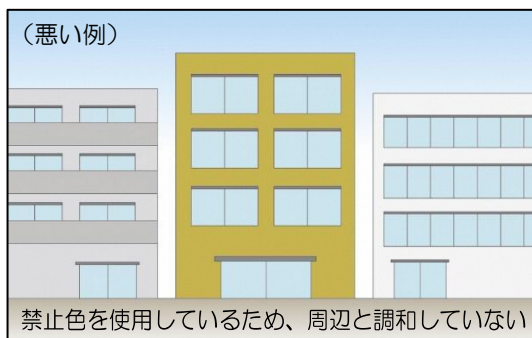
<p>景観形成基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や外壁に使用する素材・色彩は、周辺の環境や周囲の建物に調和するように配慮する。 ・特に、山林・田園等の自然景観や歴史的建造物等の周囲では、周辺景観と調和する素材・色彩を使用するように努める。 ・外観の基調色には、推奨色を使用するように努め、禁止色は使用しない。（※P16 に記載のマンセル表色系参照） <table border="1" data-bbox="667 577 1209 734"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推奨色</td> <td>10R～5Y</td> <td>3.0 以上</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">禁止色</td> <td>10R～5Y</td> <td>-</td> <td>8.0 以上</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>-</td> <td>6.0 以上</td> </tr> </tbody> </table>		色相	明度	彩度	推奨色	10R～5Y	3.0 以上	4.0 以下	禁止色	10R～5Y	-	8.0 以上	上記以外	-	6.0 以上
	色相	明度	彩度													
推奨色	10R～5Y	3.0 以上	4.0 以下													
禁止色	10R～5Y	-	8.0 以上													
	上記以外	-	6.0 以上													
<p>解説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○建物の屋根や外壁には、著しく光沢のある素材やけばけばしい色彩等の使用は避け、周辺の環境や建物との調和に配慮します。 ○特に、山林・田園等の自然景観や歴史的建造物等の周囲では、木材等の自然素材を使用するなど、周辺景観との調和を図ります。 ○屋根や外壁などの基調となる色彩は、マンセル値による推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色の使用を避けます。 															

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 周辺環境と調和した素材・色彩を使用する。



- 周辺の景観に配慮した色彩を使用する。

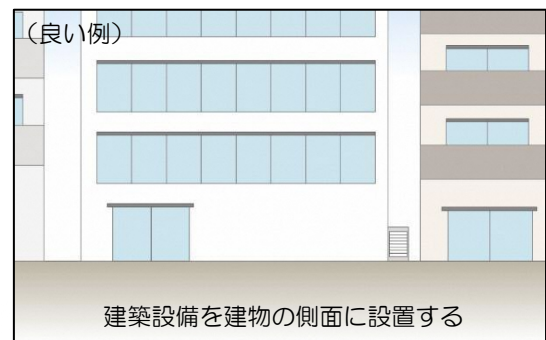


④ 建築設備

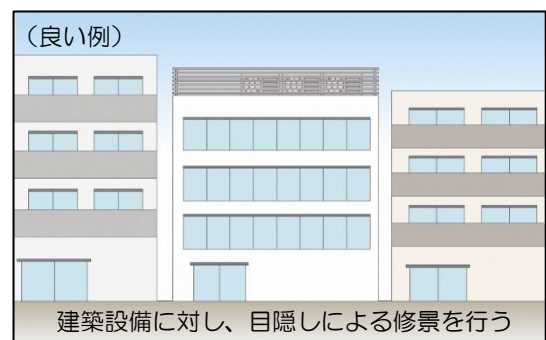
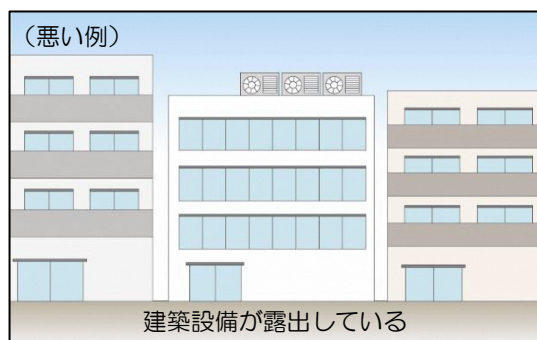
<p>景観形成基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機や太陽光発電等の建築設備は、道路等の公共の場所から見えにくい位置に設置するように努める。 ・やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽や目隠しなどによる修景や建物と一体的に見えるデザインにするなど、建物との調和を図り、目立たないように配慮する。
<p>解説</p>	<p>○景観の妨げとなる室外機や太陽光発電等の建築設備は、周辺の景観に配慮し、道路等の公共の場所から見える位置への設置はできる限り避けます。</p> <p>○建築設備をやむを得ず見える位置に設置する場合には、植栽や柵などの目隠しによる修景や、設備機器を壁面に組み込むような建物と一体的に見えるにデザインの工夫等を行うことにより、建物と調和するように配慮します。</p>

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 建築設備を見えにくい位置に設置し、周辺の景観に配慮する。



- 建築設備が目立たないように目隠しによる修景を行う。

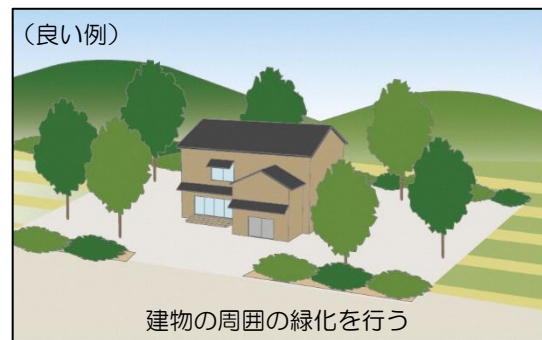
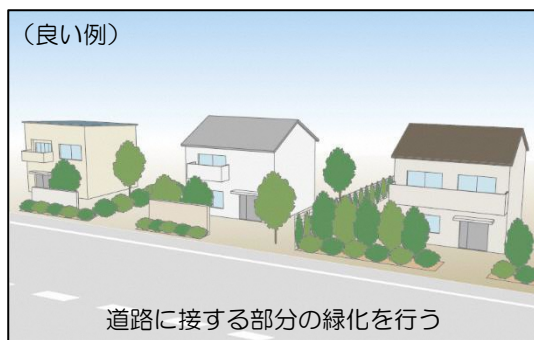


⑤ 外構・植栽

<p>景観形成基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の場所に接する部分では、緑化や植栽に努め、周辺環境との調和を図る。 ・建物の周りは花や樹木の植栽により、うるおいのある空間を形成するよう努める。
<p>解説</p>	<p>○道路等の公共の場所に接する場所では、できる限り緑化や植栽を行い、周辺環境との調和を図ります。</p> <p>○隣地との境界線や敷地内の空地等に花や樹木等の植栽を行い、うるおいのある空間を演出するように努めます。</p>

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 緑化や植栽を行い、うるおいのある景観を演出する。



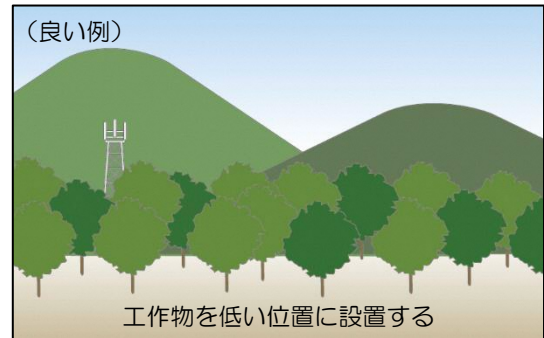
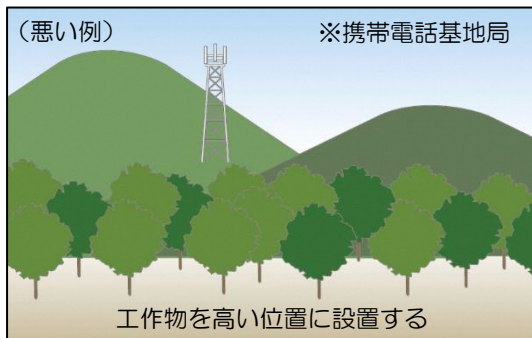
(2) 工作物の景観形成基準

① 配置

景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観への影響を極力与えないように配慮する。 ・ 尾根近くにおいては、できる限り低い位置とし、稜線を乱さないよう配慮する。
解説	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工作物は、周辺の自然環境やまちなみ景観を損なわないように、配置する場所に配慮します。 ○ 尾根近くに設置する場合、スカイラインを損なわないように、低い位置に設置するなど、周辺との調和に配慮します。

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 山並みなどのスカイラインを損なわない場所に設置する。

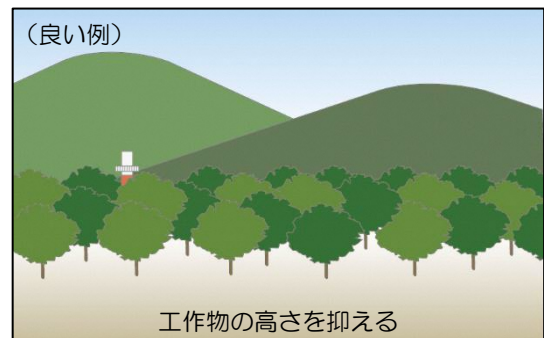
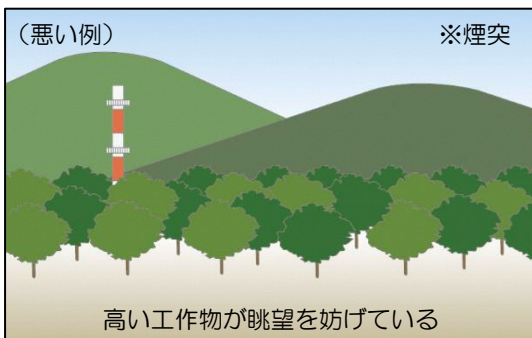


② 規模

景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さは、周辺の景観や眺望景観を妨げないように配慮する。
解説	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山並みや自然景観が望める場所では、その眺望を阻害しないように、工作物の高さに配慮します。

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 山並みや自然景観が望める場所では、工作物の高さに配慮する。

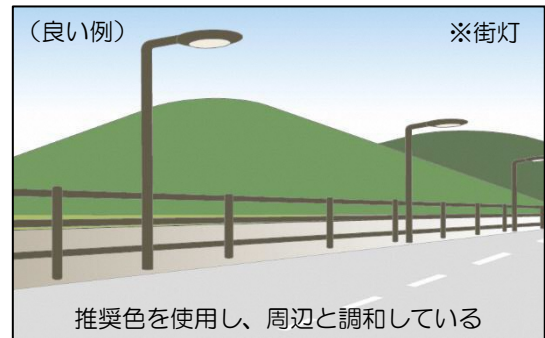
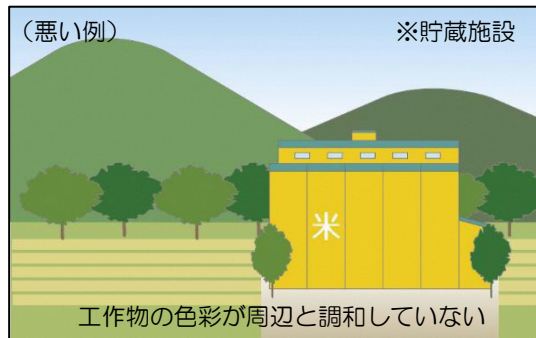


③ 形態意匠

景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、周囲に違和感を与えないような形態意匠とする。 ・基調色には、推奨色を使用するように努め、禁止色は使用しない。 (※P16 に記載のマンセル表色系参照) 			
		色相	明度	彩度
	推奨色	10R～5Y	3.0 以上	4.0 以下
	禁止色	10R～5Y	-	8.0 以上
		上記以外	-	6.0 以上
解説	<p>○工作物の形態意匠は、周囲に違和感を与えるような様式や色彩等ができる限り避け、周辺景観との調和に配慮します。</p> <p>○外観の基調となる色彩は、マンセル値による推奨色を使用するように努めるとともに、禁止色の使用を避けます。</p>			

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 周辺の景観に配慮した色彩を使用する。

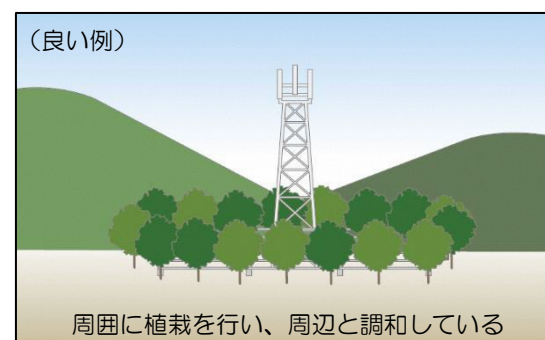
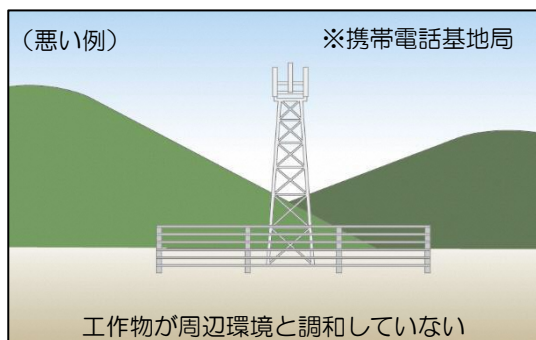


④ 植栽

景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮し、敷地周囲の植栽に努める。
解説	<p>○工作物の周囲は、緩衝的な役割を果たす植栽等を行うように努め、周辺環境との調和を図ります。</p>

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 工作物の周囲に植栽を行う。



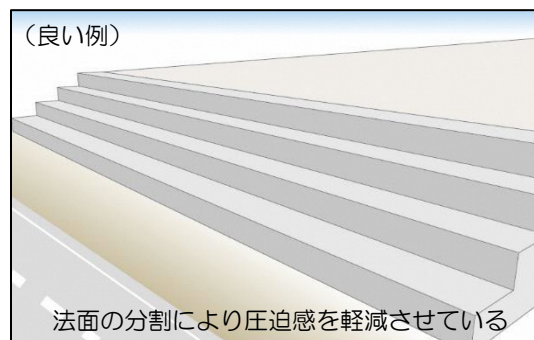
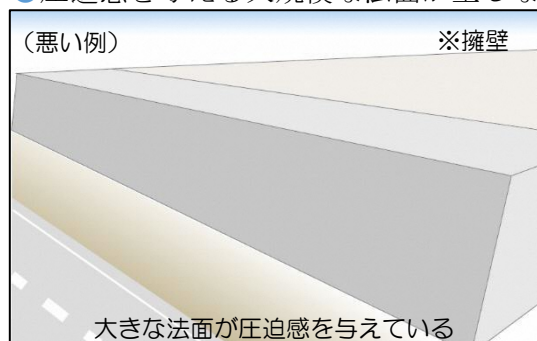
(3) 開発行為及び土地の形質の変更の景観形成基準

① 切土・盛土

景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土は必要最小限とし、大規模な法面が生じないように努める。 ・法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努め、周辺景観との調和に配慮する。 ・開発後の状態が、周辺の景観と不調和にならないよう努める。
解説	<ul style="list-style-type: none"> ○切土や盛土を行う場合には、大規模な法面が生じないように必要最小限の規模とするように努めます。 ○法面や擁壁が生じる場合には、法面の分割や材料・表面処理の工夫などにより、周囲に与える圧迫感や威圧感の軽減を図ります。 ○開発行為を行う場合には、周辺環境が大きく変わることがないように、周辺の景観との調和に配慮します。

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 圧迫感を与える大規模な法面が生じないように配慮する。

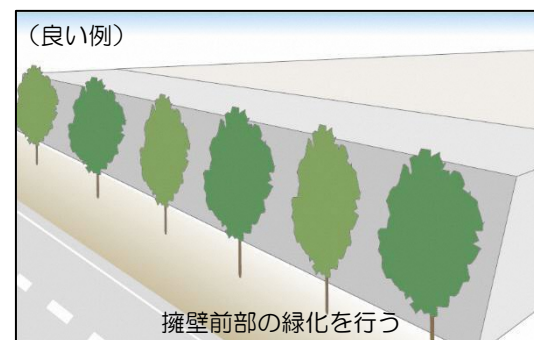
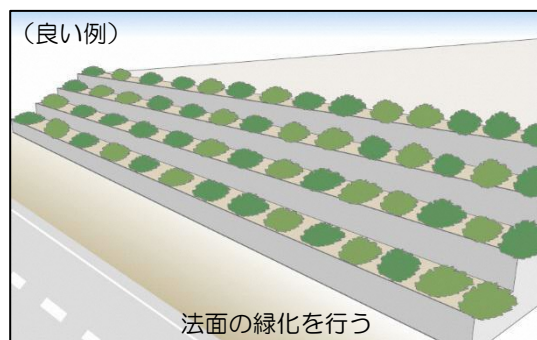


② 緑化

景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・法面緑化や擁壁の前部緑化等に努める。
解説	<ul style="list-style-type: none"> ○法面や擁壁の前部等は、できる限り緑化を行うように努め、周辺環境との調和を図ります。

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 法面や擁壁の前部に緑化を行う。



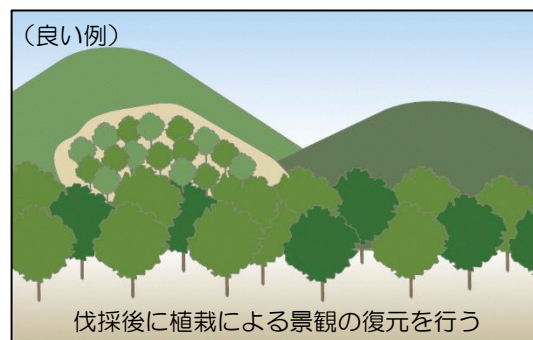
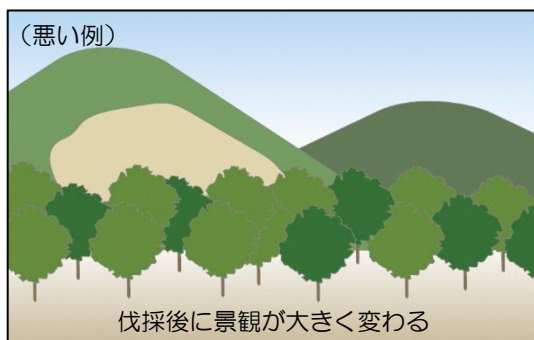
(4) 木竹の植栽又は伐採の景観形成基準

① 伐採

景観形成基準	<ul style="list-style-type: none">・木竹の伐採は必要最小限とし、公共の場所等の遠方からの見え方に配慮する。・伐採後は周辺景観や植生に配慮した植栽等により景観の復元に努める。
解説	<ul style="list-style-type: none">○広範囲に及ぶ樹木の伐採は、これまでの景観を大きく変えることがないように必要最小限の伐採にするとともに、公共の場所や遠方から見えやすい場所は避けるなど、周囲からの眺望に配慮します。○伐採後は再び植栽するなどの復元を行い、周辺景観との調和に配慮します。

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 伐採後に植生に配慮した植栽により、景観の復元を行う。



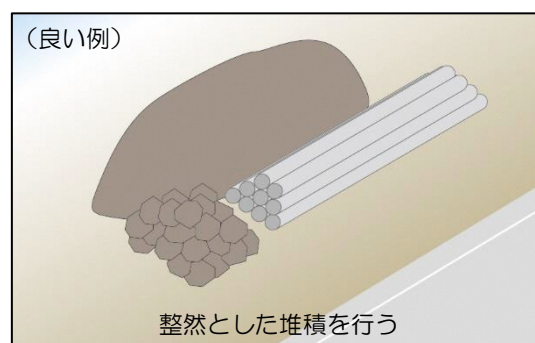
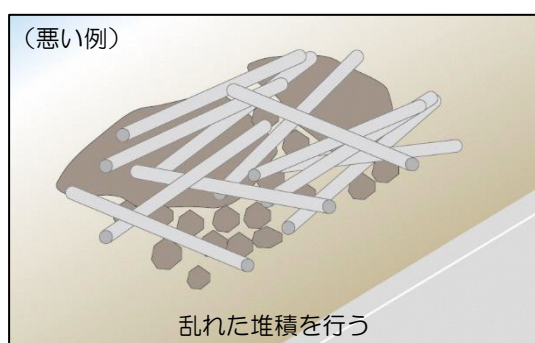
(5) 屋外の堆積の景観形成基準

① 堆積

景観形成基準	・堆積規模は必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、整然とした堆積とする。
解説	○土石や廃棄物、再生資源等を屋外に堆積する場合には、周辺環境への影響に配慮し、堆積規模はできる限り小さく、低く抑えるとともに、物件は整然と並べ、周辺の景観との調和に配慮します。

【景観形成基準を考慮したイメージ】

- 周辺の景観を損なわないような堆積を行う。

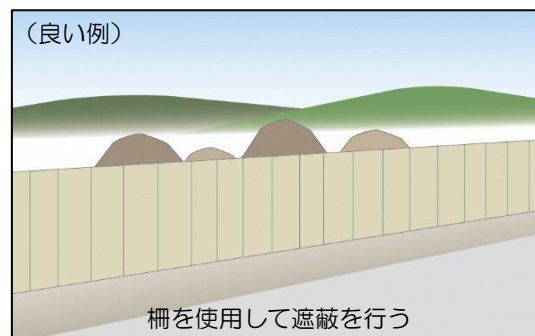
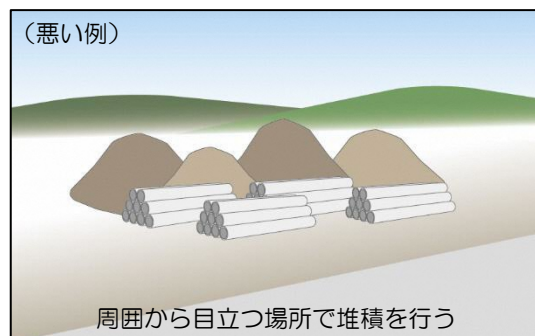


② 緑化・遮蔽

景観形成基準	・極力公共の場所から容易に見えない場所とし、やむを得ず公共の場所から見える場合には、周囲に緑化や柵・塀等を設置し、周辺の景観に配慮する。 ・柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は周辺との調和に配慮する。
解説	○道路等の公共の場所から見える場所への堆積はできる限り避け、やむを得ず堆積する場合には、周囲の緑化や柵・塀等の目隠しとなる遮蔽を行い、周辺の景観との調和に配慮します。 ○なお、柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は、周辺の景観と調和するものを使用します。

【景観形成基準を考慮したイメージ】



- 目隠しとなる遮蔽等により、周辺の景観との調和に配慮する。

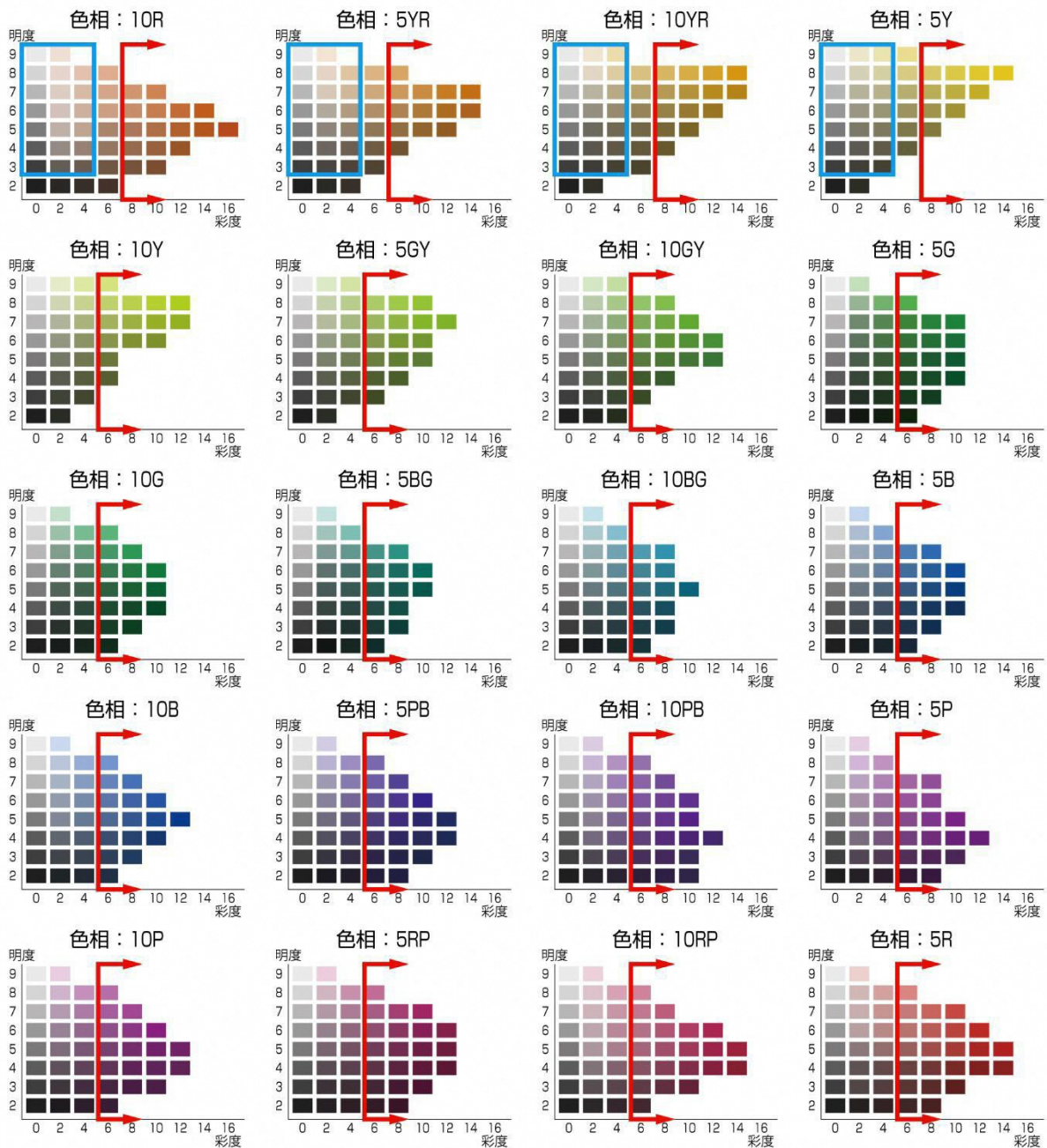


■マンセル表色系

景観計画では、色彩を正確にかつ客観的に示す尺度として、日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を使用し、推奨色と禁止色を定めています。

【建築物及び工作物の色彩の景観形成基準（推奨色・禁止色）】

	色相	明度	彩度	凡例
推奨色	10R～5Y	3.0 以上	4.0 以下	
禁止色	10R～5Y	-	8.0 以上	
	上記以外	-	6.0 以上	



※印刷物のため、実際の色とは異なる場合があります。

4. 届出に必要な書類等

(1) 提出書類

魚沼市内で届出の対象となる行為 (P3 参照) を行う際には、次頁に示す行為の届出書 (第 4 号様式) 及び景観形成チェックシート (第 6 号様式) と、景観法及び魚沼市景観条例に基づき以下の書類の提出が必要です。

なお、設計図等の一部図書については、必要ないと認められる場合、添付を省略できる場合があります。(※詳細は、魚沼市産業経済部都市整備課にお問い合わせください)

また、届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、行為の変更届出書 (第 5 号様式) の提出が必要です。

行為の種類		付近見取図	敷地及び周辺の状況写真	配置図	彩色が施された図面	設計図又は施工方法を明らかにする図面等	対象建築物の状況写真	委任状	
建築物	新築、増築、改築、移転	○	○	○	○	—	—	△	
	外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	一戸建ての専用住宅	○	○	—	—	—	○	△
		上記以外	○	○	○	○	—	—	△
工作物	新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	○	○	○	○	—	—	△	
開発行為		○	○	—	—	○	—	△	
土地の形質の変更		○	○	—	—	△	—	△	
木竹の植栽又は伐採		○	○	—	—	△	—	△	
屋外の堆積		○	○	—	—	△	—	△	

○：提出するもの、△：必要に応じて提出、—：提出不要

(2) 届出書及び景観形成チェックシートと記入例

別記第4号様式(第5条関係)

(表)

景観計画区域内における行為の届出書			
		●●年 ●月 ●日	
魚沼市長 様			
届出者		住所(法人にあっては所在地)	
		魚沼市●● ●●番地	
		氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
		魚沼 太郎	
		電話番号	
		025 - *** - ****	
景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添付して、次のとおり届け出ます。			
行為の種類 (該当するものを○で 囲んでください。)	建築物の	○ 新築 ・増築・改築・移転	
	建築等	外観を変更する 修繕・模様替・色彩の変更	
	工作物の	新設・増築・改築・移転	
	建設等	外観を変更する 修繕・模様替・色彩の変更	
	その他	開発行為・土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採・屋外の堆積	
行為の場所	魚沼市●● ●●番地		
着手予定日	●年 ●月 ●日	完了予定日	●年 ●月 ●日
設計者	住所	魚沼市●● ●●番地	
	氏名	魚野川 花子	電話番号 025 - *** - ****
施工者	住所	魚沼市●● ●●番地	
	氏名	奥只見 一郎	電話番号 025 - *** - ****
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 付近見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地及び周辺の状況写真 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 着色立面図 <input type="checkbox"/> 設計図又は施工方法を明らかにする図面等 <input type="checkbox"/> 対象建築物の状況写真 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()		
処理欄(以下の欄には記入しないでください。)			
受 付 欄			
受付年月日	年 月 日	受付番号	第 号
備考			

(裏)

設計又は施行方法	建築物・工作物の概要		届出部分	既存部分	合計			
		敷地面積	280 m ²	m ²	280 m ²			
		建築面積	110 m ²	m ²	110 m ²			
		延べ面積	230 m ²	m ²	230 m ²			
		最高高さ	11 m	m	階数	地上 3階・地下 - 階		
		用途	事務所		構造	RC造		
		仕上げ(材料・方法等)	屋根	モルタル				
			外壁	タイル張				
		色彩(マンセル値)	屋根	薄いグレー (N7)				
			外壁	ベージュ (5YR7/3)				
	付属施設、付帯設備等	自動車車庫・駐輪場・高架水槽・冷却塔・排気塔 太陽光パネル・門・垣・塀・柵・屋外広告物 その他()						
	開発行為	区域の面積	m ²	法面の高さ	m			
		予定建築物の用途						
	土地の形質の変更	土地の面積	m ²	法面の高さ	m			
	木竹の植栽又は伐採	区分	植栽・皆伐・択伐					
樹種			面積	m ²				
屋外の堆積	堆積する物件	土石・廃棄物・再生資源 その他()						
	面積	m ²	高さ	m				
景観づくりのために特に配慮した事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全体としての統一感に配慮し、外観の細部意匠や素材・色彩の組み合わせを工夫した。 ・周辺景観と調和するように、屋根はグレー、外壁はベージュとし、推奨色を使用した。 							

（表）

景観形成チェックシート			
各項目について配慮や工夫をした場合は「○」を、届出行為に項目が該当しない場合は「-」をチェック欄に記入してください。			
対象事項	景観形成基準	チェック欄	
建築物	配置	・周辺の環境と一体となった、ゆとりある配置とするよう努めている。	○
		・建物が連続する地域では、建物の壁面の位置などに配慮し、連続性のあるまちなみとなるよう努めている。	○
	規模	・周辺のまちなみに配慮した高さや規模とし、調和を図っている。	○
		・高さは、周囲の眺望景観を妨げないように配慮している。	○
		・規模の大きな建築物は、周囲に圧迫感を与えないよう配慮している。	○
	形態 意匠	・屋根や建物の形態は、著しく奇抜な形状や意匠は避け、周辺の建物との調和に配慮している。	○
		・屋根や外壁に使用する素材・色彩は、周辺の環境や周囲の建物に調和するように配慮している。	○
		・特に、山林・田園等の自然景観や歴史的建造物等の周囲では、周辺景観と調和する素材・色彩を使用するように努めている。	○
		・外観の基調色には、以下の推奨色を使用するように努め、禁止色は使用していない。	○
		・建築物全体が統一感のある意匠になるように配慮している。	○
	建築 設備	・室外機や太陽光発電等の建築設備は、道路等の公共の場所から見えにくい位置に設置するように努めている。	○
		・やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽や目隠しなどによる修景や建物と一体的に見えるデザインにするなど、建物との調和を図り、目立たないように配慮している。	-
	外構・ 植栽	・公共の場所に接する部分では、緑化や植栽に努め、周辺環境との調和を図っている。	○
		・建物の周りは花や樹木の植栽により、うるおいのある空間を形成するよう努めている。	○

(裏)

対象事項		景観形成基準	チェック欄
工作物	配置	・周辺の景観への影響を極力与えないように配慮している。	—
		・尾根近くにおいては、できる限り低い位置とし、稜線を乱さないよう配慮している。	—
	規模	・高さは、周辺の景観や眺望景観を妨げないよう配慮している。	—
	形態意匠	・周辺景観との調和に配慮し、周囲に違和感を与えないような形態意匠としている。	—
		・基調色には、以下の推奨色を使用するように努め、禁止色は使用していない。	—
植栽	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮し、敷地周囲の植栽に努めている。	—	
開発行為及び土地の区画形質の変更	切土・盛土	・切土、盛土は必要最小限とし、大規模な法面が生じないように努めている。	—
		・法面や擁壁が生じる場合には、周囲に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努め、周辺景観との調和に配慮している。	—
		・開発後の状態が、周辺の景観と不調和にならないよう努めている。	—
	植栽	・法面緑化や擁壁の前部緑化等に努めている。	—
木竹の伐採		・木竹の伐採は必要最小限とし、公共の場所等の遠方からの見え方に配慮している。	—
		・伐採後は周辺景観や植生に配慮した植栽等により景観の復元に努めている。	—
屋外の堆積	堆積	・堆積規模は必要最小限とし、高さはできる限り低く抑え、整然とした堆積としている。	—
	緑化・遮蔽	・極力公共の場所から容易に見えない場所とし、やむを得ず公共の場所から見える場合には、周囲に緑化や柵・塀等を設置し、周辺の景観に配慮している。	—
		・柵や塀等の形態意匠、色彩、素材等は周辺との調和に配慮している。	—
景観形成面で特に配慮した事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備（室外機）を道路から望見できないように、建物の側面に設置した。 ・ 公共の場所に接する部分に植栽を行い、うるおいある空間の演出を図った。 	

魚沼市景観計画 運用ガイドライン

令和2年3月 策定

編集 魚沼市産業経済部 都市整備課

〒946-8555 新潟県魚沼市今泉 1488 番地 1 (広神庁舎)

電話 : 025-799-3134

FAX : 025-799-4488

E-mail : toshiseibi@city.uonuma.lg.jp